

遺産分割協議書 の書き方・作り方

〒355-0063

埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<https://souzoku-shiba.com/>

遺産分割協議書とは

- 遺産分割協議：
遺産の分け方を相続人同士で話し合うこと
- 遺産分割協議書：
遺産分割協議の結果を書面にしたもの
- 不動産の相続登記や預金などの相続手続に遺産分割協議書を使う

遺産分割協議書のサンプル

遺産分割協議書

被相続人 鈴木父郎
生年月日 昭和〇年〇月〇日
本籍 埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番地

令和〇年〇月〇日上記被相続人鈴木父郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、民法908条に基づく遺言による分割の指定及び禁止のないことを確認したうえで、被相続人の遺産を協議により以下のとおり分割する。

第1条 次の不動産は鈴木松子が相続する。

所在地 東松山市〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇・〇〇m²

所在地 東松山市〇町〇丁目 〇番地〇
家屋番号 〇番〇
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 〇〇・〇〇m²
2階 〇〇・〇〇m²

司法書士柴崎事務所 埼玉県東松山市元宿2-26-18
0493-31-2010

遺産分割協議書の作成

第2条 次の預貯金は鈴木一郎が相続する。

〇〇銀行 東松山支店 普通預金 口座番号1234567
ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇

第3条 鈴木一郎は第2条の代償として金〇万円を佐藤竹子に対して支払う。

第4条 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産を、鈴木松子が取得することに同意した。

上記のと通りの協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

令和〇〇年〇月〇日

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号

鈴木松子 (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号

鈴木一郎 (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号

鈴木竹子 (実印)

司法書士柴崎事務所 埼玉県東松山市元宿2-26-18

0493-31-2010

被相続人の特定

被相続人 鈴木父郎
生年月日 昭和〇年〇月〇日
本籍 埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番地

令和〇年〇月〇日上記被相続人鈴木父郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、民法908条に基づく遺言による分割の指定及び禁止のないことを確認したうえで、被相続人の遺産を協議により以下のとおり分割する。

- ・ 被相続人を氏名、生年月日、本籍などで特定する
- ・ 戸籍謄本のとおり正確に記載

司法書士柴崎事務所 埼玉県東松山市元宿2-26-18
0493-31-2010

不動産の記載方法

第1条 次の不動産は鈴木松子が相続する。

所在地目地積	東松山市○町○丁目 ○番○ 宅地 ○○・○○m ²
--------	---

所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	東松山市○町○丁目 ○番地○ ○番○ 居宅 木造スレート葺2階建 1階 ○○・○○m ² 2階 ○○・○○m ²
--------------------------------	---

- 登記事項証明書(登記簿謄本)を取って、物件を正確に記載
- 固定資産税評価証明書とは表記が違っているケースもあり
- 持分の場合は「持分○分の○」などと記載

司法書士柴崎事務所 埼玉県東松山市元宿2-26-18
0493-31-2010

預貯金の記載方法

第2条 次の預貯金は鈴木一郎が相続する。

〇〇銀行 東松山支店 普通預金 口座番号1234567
ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇

- 銀行名、支店名、口座種別、口座番号などで特定
- 残高は書かなくても手続上問題ない
- 預貯金の相続手続のみの場合、遺産分割協議書を作らなくても、金融機関の書類に相続人全員の署名押印(実印)をすれば、相続手続ができるケースもあり(各金融機関に確認)

預貯金の記載方法 複数で相続

第2条 次の預貯金は鈴木一郎が2分の1、佐藤竹子が2分の1ずつ相続する。ただし、端数が生じた場合、端数は鈴木一郎が相続する。

〇〇銀行 東松山支店 普通預金 口座番号1234567
ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇

- 預貯金の複数の相続人で取得する記載例
- 端数が生じた場合の処理方法を記載しておくが良い
- 金融機関の手続きは、預貯金を取得した相続人全員で行う必要があると思われる
 - 委任状で大丈夫か確認
 - 代償分割の方法で一人だけ金融機関の手続きに行けば良いようにできる

代償分割

第2条 次の預貯金は鈴木一郎が相続する。

〇〇銀行 東松山支店 普通預金 口座番号1234567
ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇

第3条 鈴木一郎は第2条の代償として金〇万円を佐藤竹子に対して支払う。

- 一人に預貯金を相続させて、代償金を他の相続人に払って調整する
- 預貯金は一人の相続人で払い戻し手続きができる点がメリット
- 不動産を一人の相続人が取得する代わりに、代償金を払うという方法もある

他に遺産があった場合

第4条 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産を、鈴木松子が取得することに同意した。

- 遺産分割協議書に記載してあるもの以外の遺産があった場合に取得する人を決めておける
- 不動産(私道)の漏れがあった場合に使える
- 記載しなかった場合は、他に遺産が出てきたら、その遺産について改めて遺産分割協議書を作って相続人全員の署名押印(実印)
- 条項を入れるかどうかは、当事者の希望次第

署名押印

上記のと通りの協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

令和〇〇年〇月〇日

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号
鈴木松子 (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号
鈴木一郎 (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号
鈴木竹子 (実印)

- 署名が望ましい
- 印鑑証明書添付

司法書士柴崎事務所

埼玉県東松山市元宿2-26-18

0493-31-2010

遺産分割協議書の注意点

- 印影は鮮明に
- ページが複数枚になる場合は、継ぎ目に契印
- 遺産分割協議書は相続人の人数分作る
- 遺産分割協議書 + 印鑑証明書 + 相続関係を証明できる戸籍謄本一式
- 不動産の相続登記なら印鑑証明書の期限はない
- 金融機関の相続手続の場合は、金融機関が印鑑証明書の有効期限について独自ルールを定めている

遺産分割協議書ひな型



- 当事務所のサイトから遺産分割協議書のワードひな型をダウンロード
- 不動産の相続登記を司法書士に依頼すれば、司法書士の方で遺産分割協議書を作る（登記が通る遺産分割協議書を作ることが重要）

司法書士柴崎事務所 埼玉県東松山市元宿2-26-18
0493-31-2010

ご視聴ありがとうございました。

相続手続・遺言書・相続放棄に関する面談相談を
初回無料で承っております。

お電話またはホームページからご予約ください。

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<https://souzoku-shiba.com/>

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

